

千葉大学法科大学院年次報告書

【平成23年度評価実施】

平成26年6月

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻

1. 法科大学院の概要

(1) 設置者

国立大学法人 千葉大学

(2) 教育上の基本組織

大学・研究科・専攻名	千葉大学・大学院専門法務研究科・法務専攻
開 設 年 度	平成16年度

(3) 所在地

千葉県千葉市

(注) 法科大学院(研究科・専攻)の所在地とし、都道府県、市町村名まで記入してください。(東京特別区の場合は区名まで記入してください。)

教育の理念及び目標、 養成しようとする法曹像	本研究科は、「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家を輩出する」ことを教育の理念及び目的として設定し、その実現のために、基本を重視した少人数教育により、理論的かつ実践的な教育を体系的に実施する体制を構築している。 まず「心」すなわち人間に対する深い愛情と思いやりをもつ、徳性の高い人材の育成という点では、①徹底した少人数教育、②クラス担任制によって築かれる信頼関係を前提に、厳格な成績評価を行うことによって、その実現を図っている。③首都圏にありながら豊かな環境に恵まれているという立地条件・環境、さらにそれによってもたらされる④優秀な人材の入学という諸事情も、上記目的の実現に大きく寄与している。 「生活者の視点」という点では、①徒に特殊な法分野の教育に走らず、基本を重視したカリキュラムを採用することにより、複雑な問題にも柔軟に対応できる能力を養成している。また、より直截には②生活者の日常的なニーズが高い法分野7科目から2科目を選択して履修すべきものと定めている。 また、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹を養成する。
---------------------------	--

(注) 各法科大学院が個別に定める教育の理念及び目標については、公表しているものを記入してください。

2. 教員組織

(1) 教員数

区 分	専 任 教 員				兼任・ 兼任教員
	専	実・専	実・み	合 計	
教 授	12 (0)	1 (0)	2 (2)	15 (2)	36
准教授・ 講師・助教	4 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 括弧内には、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を記入してください。
 3. 「専任教員」欄の「専」については法科大学院のみの専任教員数、「実・専」については実務家専任教員数、「実・み」については実務家みなし専任教員(年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)数を記入してください。

(2) 科目別の専任教員数

法 律 基 本 科 目							基 法 律 基 礎 実 務 目 録	隣 基 礎 法 学 目 録	科 展 開 ・ 先 端
憲 法	行政法	民 法	商 法	民 事 訴訟法	刑 法	刑 事 訴訟法			
2	2	3	2	2	2	1	5	1	6

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。

3. 教員課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数

区 分		開 設 授 業 科 目								修了に必要な 修得単位数	
		必修科目		選択必修 科目		選択科目		合 計			
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	単位数	備考
法 律 基 本 科 目	公法系科目	6	(12)	1	(2)	4	(4)	11	(18)	12単位	法学未修 者1年次に 配当された 法律基本科 目の選択必 修科目から6 単位を修得 すること。
	民事系科目	16	(32)	1	(2)	1	(2)	18	(36)	32単位	
	刑事系科目	6	(12)	2	(4)	1	(2)	9	(18)	12単位	
	その他	0	(0)	0	(0)	2	(3)	2	(3)		
法律実務基礎科目		6	(11)	0	(0)	5	(9)	11	(20)	11単位	自由選択科 目から11単 位を修得す ること。
基礎法学・隣接科目		0	(0)	7	(14)	0	(0)	7	(14)	4単位	
展開・先端科目		0	(0)	23	(42)	0	(0)	23	(42)	12単位	
その他(自主研究・論文作成)		0	(0)	0	(0)	1	(2)	1	(2)		
合 計		34	(67)	34	(64)	14	(22)	82	(153)	100単位	

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)も含めてください。
2. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
3. 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系の3つの科目に区分できない授業科目については、法律基本科目の欄に「その他」を設けて記入してください。
4. 「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になります。
5. 「修了に必要な修得単位数」欄の右欄には、基準2-1-5のただし書に該当する単位数及び複数の科目区分から修得する修了に必要な修得単位数を記入してください。

(2) 開設する法律実務基礎科目

区 分	開 設 授 業 科 目			修了に必要な 修得単位数	備考
	授業科目名	単位数	必修・選択等		
法曹倫理	法曹倫理	2	必修	2単位	
民事訴訟実務の基礎	民事実務基礎1	2	必修	2単位	
	民事実務基礎2	2	選択		
刑事訴訟実務の基礎	刑事実務基礎	2	必修	2単位	
法情報調査	法情報検索	1	必修	1単位	
法文書作成	不開設	－	－	－	法文書作成は、必修科目である「民事実務基礎1」、「刑事実務基礎」及び「刑事模擬裁判」等の中で指導を行っている。
模擬裁判	刑事模擬裁判	2	必修	4単位	
ローヤリング	不開設	－	－		
クリニック	不開設	－	－		
エクスターンシップ	エクスターンシップ	2	必修		
公法系訴訟実務の基礎	不開設	－	－		
その他	企業法務	2	選択		
	刑事法総合演習	2	選択		
	法律実務総合演習	2	選択		
	千葉県下の弁護士実務の現状と諸課題	1	選択		

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)も含めてください。
2. 開設していない区分については、「授業科目名」欄に「不開設」と記入し、「単位数」欄、「必修・選択等」欄及び「修了に必要な修得単位数」欄に「－」を記入してください。
3. 法情報調査及び法文書作成については、当該教育内容を授業科目ではなく、ガイダンス等の方法で指導を行っている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
4. 「その他」欄には、上記区分に該当しない授業科目を、適宜行を追加して記入してください。

※(1)又は(2)において、前年度に入学した学生に適用されるカリキュラムと比較して、変更がある場合は、変更内容を以下の枠に記入してください。

区 分	平成26年度	平成25年度	変更内容
展開・先端科目	自治体と法、自由選択、1単位	政策形成と法、自由選択、1単位	名称変更

- (注) 1. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
2. 「平成○年度」欄及び「平成(○－1)年度」欄には、変更のあった授業科目名、必修・選択の別、単位数を記入してください。
3. 「変更内容」欄には、新規開設、統合、廃止、名称変更、単位数の変更や必修・選択の別の変更、その他変更のあった内容を記入してください。

(3) 授業時間等の設定

区 分	講義	演習	実習	その他
1単位当たりの授業時間	15時間	15時間	30時間	
1年間の授業期間	半期ごとのセメスター制を採り、4月から8月上旬にかけて授業を行う「前期」、9月末から2月上旬にかけて授業を行う「後期」に分かれている。			
各授業科目の授業回数(単位) (集中講義は除く)	15回(2単位)			

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
2. 「その他」欄には、複数の授業形態を組み合わせている授業科目の授業形態の種類及び1単位当たりの授業時間を記入してください。

(4) 履修登録単位数の上限

区 分	単位数	備 考
1年次	42	法律基本科目において、法学未修者1年次の基礎的学修を確保するため、選択必修・第3群として、授業科目「基礎公法特論」、「基礎商法特論」、「基礎刑法特論1」及び「基礎刑法特論2」(各2単位)を設けている。なお、これら1年次選択必修の4科目8単位については、このうち6単位を修得することとしている。
2年次	36	
3年次 (最終年次)	44	

- (注) 1. 長期履修については、適宜行を追加して記入してください。
2. 解釈指針3-3-1-1(1)又は(2)に該当する措置がとられている場合には、その旨を「備考」欄に記入してください。また、(1)に該当する措置がとられている場合には、対応する授業科目名及び単位数を「備考」欄に記入してください。

4. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

区 分	内 容					備 考
成績のランク分け 及び各ランクの分布 の在り方	秀	90 点	～	100 点	受講者のおおむね上 位5%	
	優	80 点	～	89 点	秀に次ぐおおむね15%	
	良	70 点	～	79 点		
	可	60 点	～	69 点		
	不可	0 点	～	59 点		
成績評価における 考慮要素	「成績評価に関する細則」により基本実定法科目については、おおむね、平常点及び小テスト・レポートを30%、中間試験を30%、学期末試験を40%とし、その他の科目については、おおむね、学期末試験を60%、その他を40%としているが、科目の性質によって、また、受講者数が少ない場合は、この限りでないとしている。					

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
2. 規則等で例外等を定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置等

区 分	具体的措置
成績評価についての説明を希望する 学生への説明の機会の設定	必修科目においては、試験終了後に問題解説・講評の期間が設定されており、講評の際に採点基準及び成績分布に関するデータが担当教員から学生に示される。その他の科目については、ウェブ授業情報ページ等を利用して、成績評価の方法、成績分布等が説明されている。また、成績評価の理由について学生から説明を求められたときは、授業担当教員は、理由を開示するものとされている。
教員間における 各授業科目の成績評価に 関するデータの共有	授業担当教員へ成績評価基準の通知を行うとともに、教授会において全科目の成績分布データ等の確認を行い成績評価に関するデータの共有を図っている。

(注) 上記2区分以外に成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置がとられている場合には、適宜行を追加して記入してください。

(3) 成績評価の結果に係る必要な関連情報の告知方法

区 分	具体的措置
成績評価の基準 (採点のポイント等)	成績評価の基準については、履修案内に掲載するとともに、学内掲示板への掲示や前・後期に行われるオリエンテーション等での説明により学生に周知されている。
成績分布データ	試験終了後の講評の際に成績分布データを示すとともに、ウェブ授業情報ページ等を利用し、関連情報とともに学生に告知している。

(注) 上記2区分以外に成績評価結果とともに学生に告知される必要な関連情報があれば、適宜行を追加して記入してください。

(4) 期末試験（本試験）・再試験・追試験

①制度の有無及び受験資格

区分	制度の有無	受験資格	備考
期末試験 (本試験)		本研究科の授業科目を履修した学生に対しては考查を行い、合格者に対して単位を与える。考查は、授業科目の特性に応じて、出席状況、授業中の態度、小テスト、レポート、中間試験及び学期末試験等を総合して行う。 なお、単位の修得のためには、少なくとも8割の出席を要件として課している。	
再試験	無		
追試験	有	病気その他の理由により正規の試験等を受けることができなかった者については、願い出により追試験等を行うことができる。	追試験の成績評価は、原則として80点以下とする。

- (注) 1. 再試験、追試験の制度がある場合は「制度の有無」欄に「有」、制度がない場合は「無」と記入してください。
2. 「受験資格」欄は規則、学生便覧の記載をそのまま記入してください。
3. 再試験又は追試験において、成績評価基準等について期末試験(本試験)と異なる取扱いを定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

②実施方法における配慮等

具体的措置
演習科目及び実習科目を除き、学期末試験を実施しており、必修の法律基本科目については、別途、中間試験を実施している。いずれの試験も所定の試験期間中に行っており、科目履修状況による学生間の不公平が生じることがないように配慮している。学期末試験の期間は、授業期間の終了から一定期間を置いた9月初旬及び2月中・下旬を設定し、学生が科目全体に亘って復習を行う時間を確保し、採点方法については、公平性を確保するため答案用紙を匿名化している。なお、中間試験は、学生に自己の学習到達レベルを自覚させるとともに、一定の水準に達していない学生に警告を発して奮起の機会を与えることを目的としている。

(注) 本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。

(5) 修了要件

標準修業年限 (長期履修)	3年 (年)
単位数	100
GPA※	無
修了試験	無

- (注) 1. GPAを修了要件としている場合は、「GPA」欄に具体的内容を記入し、修了要件としていない場合は、「無」と記入してください。
2. 修了試験制度がある場合は「修了試験」欄に具体的内容を記入し、制度がない場合は「無」と記入してください。

※(5)においてGPA制度を設けている場合は、GPAの計算方法について以下の枠に簡潔に記入してください。

計算方法:

(6) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分		法律基本 科目の 単位数	法律基本 科目以外 の単位数	修了要件 単位数	修了要件単位数に占 める法律基本科目以 外の単位数の率	備 考
単位数	法学未修者	56	38	100	0.38	基準4-2-1(3) のただし書きに該 当する単位数は6 単位
	法学既修者	30	38	68		

- (注) 1. 「法律基本科目の単位数」、「法律基本科目以外の単位数」(修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数)及び「修了要件単位数」欄については、修了に必要な単位数を記入してください。
2. 「法律基本科目の単位数」欄については、基準4-2-1(3)のただし書きに該当する単位数は含めないでください。なお、基準4-2-1(3)のただし書に該当する単位数がある場合は、その単位数を「備考」欄に記入してください。
3. 「修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数の率」欄には、修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数を修了要件単位数で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第4位を切り捨ててください。(例: 修了要件に占める法律基本科目以外の単位数が33単位、修了要件単位数が93単位の場合には、 $33 \div 93 = 0.35483 \dots \div$ 『0.354』になります。)

(7) 入学後の修得単位、入学前の修得単位、法学既修者認定単位の取扱い

区 分	取扱い
入学後の修得単位	本研究科における修了要件は、3年以上在学し、100単位以上修得することとしている。また、教育上有益であるとの観点から、他大学院等(他の大学院又は千葉大学大学院の他の研究科)において履修した授業科目について修得した単位を、37単位を超えない範囲で、本研究科において修得したものとみなすことができるとしている。
入学前の修得単位	教育上有益と認めるときは、入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、上記区分による単位と合わせて37単位を超えない範囲で、本研究科において修得したものとみなすことができるとしている。
法学既修者認定単位	研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、「法情報検索演習」を除く1年次の必修・法律基本科目の13科目26単位と、1年次の導入的・補修的法律基本科目の3科目6単位の、合計16科目32単位を一括して認定し、1年間在学したものとみなしている。なお、これらすべてに対応する分野の学力検査を入学選抜試験において実施している。

(注)「取扱い」欄には、規則等に定められている内容を記入してください。

5. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

千葉大学大学院専門法務研究科(法科大学院)は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材の養成を目的とする。その人材とは、柔軟な法的思考能力を有し、知的能力の高さに加えて、社会正義の実現に貢献する気構えを持ち、弁護士として最先端の法分野で活躍する場合にも、また裁判官あるいは検察官として公に奉仕する立場にあっても、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家である。本研究科は、この理念を「生きている一人ひとりのために」とも表現する。

こうして、本研究科は、すでに法学を学んだ者であるか否かを問わず、次のような人材を学生として受け入れ、その教育によって社会に貢献したいと考える。

- 一 首都圏における市民の日常生活上の法律問題に積極的に取り組み、市民生活を支える法曹となることを志す者
- 二 高い知的能力を有するとともに、本研究科の上記目的に共感し、法による社会正義の実現に強く使命を感じる者

(2) 入学者選抜方法

区分	入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等
法学未修者	3年コース(法学未修者)においては、第一次選抜試験で書類選考、第二次選抜試験で小論文試験、第三次選抜試験で口述試験を実施する。合否判定は、全国統一適性試験、小論文試験、口述試験(その際、これまでの勉学状況、志望理由、資格及び活動実績を含めて評価する)、出願書類を総合して行う。 2年コース(法学既修者)と3年コース(法学未修者)を併願することもできるが、両方に合格した者は、2年コース(法学既修者)に入学することとなる。なお、全国統一適性試験の得点が一定の得点以上である者であることを出願の要件とする。
法学既修者	2年コース(法学既修者)においては、第一次選抜で書類選考、第二次選抜試験で法律科目試験(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の各分野から出題する短答式試験)と憲法、民法及び刑法の各分野から出題する論文式試験、第三次選抜試験で口述試験を実施する。合否判定は、全国統一適性試験、法律科目試験、口述試験(その際、これまでの勉学状況、志望理由、資格及び活動実績を含めて評価する)、出願書類を総合して行う。なお、全国統一適性試験の得点が一定の得点以上である者であることを出願の要件とする。

- (注) 1. 本文書作成年度に実施する入学者選抜について記入してください。
2. 入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等について公開されているものを簡潔に記入してください。

(3) 入学者選抜の実施状況

区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
入 学 定 員	40 (未修:15、既修:25)	40 (未修:15、既修:25)	40 (未修:15、既修:25)	40 (未修:15、既修:25)	40 (未修:15、既修:25)
志 願 者 数	179	186	286	465	419
受 験 者 数	161	169	248	412	360
合 格 者 数	70	68	82	69	73
競 争 倍 率	2.30	2.48	3.02	5.97	4.93
入 学 者 数	44	47	44	44	41
入学定員超過率	1.10	1.17	1.10	1.10	1.02

- (注) 1. 本文書作成年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。
2. 「入学定員」欄には、法学未修者と法学既修者を分けて募集している場合、入学定員に括弧書きでそれぞれの募集人数を記入してください。(例: 入学定員30人(未修:20、既修:10))
3. 「競争倍率」欄には、受験者数を合格者数で割った値を記入してください。
4. 「入学定員超過率」欄には、入学者数を入学定員で割った値を記入してください。
5. 「競争倍率」欄及び「入学定員超過率」欄については、小数点第3位を切り捨ててください。
(例: 合格者数が90人、受験者数が250人の場合の競争倍率は、 $250 \div 90 = 2.777\cdots \div \text{『2.77』}$ となります。)

(4) 適性試験の運用方法

①合格者における適性試験の平均点及び最低点

区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度
合格者における 適性試験の平均点	191.2(法学未修者) 184.3(法学既修者)	214.2(法学未修者) 210.4(法学既修者)	225.5(法学未修者) 213.5(法学既修者)
合格者における 適性試験の最低点	154(法学未修者) 154(法学既修者)	186(法学未修者) 188(法学既修者)	204(法学未修者) 183(法学既修者)

- (注) 1. 本文書作成年度を含む過去3年度について、5月1日現在で記入してください。
 2. 「合格者における適性試験の平均点」欄については、小数点第2位を切り捨ててください。

②入学者選抜における適性試験の取扱方針

入学者選抜における適性試験の取扱いについては、3年コース(法学未修者)と2年コース(法学既修者)別に適性試験における具体的な得点(入学最低基準点)を募集要項に示し、それ以上の得点を得た者について、出願資格を認めている。

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在における取扱方針について記入してください。
 2. 取扱方針の適用について例外等を定めている場合は、その内容を記入してください。

(5) 入学者選抜の改善

入学者選抜の改善への取組としては、入試委員による入試業務全般の検討が行われるとともに、将来構想委員会においても入試制度の改革について検討することとし、①社会人、他学部出身者受入れ拡大のための入試での評価基準の見直し、②入学者選抜試験の成績と入学後・修了後の成績の相関などの基礎データに基づいた検討を行うこととしている。なお、入学者選抜の改善への取り組みについては、入試委員及び学務委員を含めた運営委員会で審議される。

(注) 本文書作成年度の5月1日現在における入学者選抜の改善への取組(検討状況含む。)について記入してください。

6. 修了者の進路及び活動状況

(1) 法学未修者

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
標準修業年限での修了者数	11	14	12
修了率	0.68	0.77	0.92
司法試験出願者数	11	14	12
司法試験受験者数		12	10
司法試験合格者数		6	2
その他の特徴的な進路			

(2) 法学既修者

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
標準修業年限での修了者数	28	26	20
修了率	0.90	0.92	0.86
司法試験出願者数	28	26	20
司法試験受験者数		26	18
司法試験合格者数		12	6
その他の特徴的な進路			

- (注) 1. 「標準修業年限での修了者数」欄については、本文書作成前年度を含む過去3年度について、5月1日現在で記入してください。なお、長期履修制度を利用して修了した者は含めないでください。
2. 「修了率」欄には、「標準修業年限での修了者数」を当該学年の入学者数で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第3位を切り捨ててください。(例: 修了者数が38人、入学者数が41人の場合には、 $38 \div 41 = 0.9268 \dots \approx \text{『0.92』}$ となります。)
3. 「司法試験出願者数」欄については、当該修了年度の修了生のうち、司法試験に出願した者の数を記入してください。
4. 「司法試験受験者数」欄については、「司法試験出願者数」のうち、司法試験を受験した者の数を記入してください。
5. 「司法試験合格者数」欄については、「司法試験受験者数」のうち、司法試験に合格した者の数を記入してください。
6. 「その他の特徴的な進路」欄には、法曹三者以外に、国家・地方公務員、企業法務関係等、修了者の進路で特徴的なものがあれば、把握できている範囲で、それらの進路ごとにその人数を記入してください。

(3) 司法試験合格率

区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
司法試験出願者数	92	85	77	88	83
司法試験受験者数		65	66	74	69
司法試験合格者数		24	21	29	30
司法試験合格率		0.36	0.31	0.39	0.43

- (注) 1. 該当年度に実施された司法試験の受験状況について、本文書作成年度を含む過去5年度の状況を、5月1日現在で記入してください。
2. 「司法試験合格率」欄には、当該年度の「司法試験合格者数」を「司法試験受験者数」で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第3位を切り捨ててください。(例: 合格者数が22人、受験者数が43人の場合には、 $22 \div 43 = 0.5116 \dots \div \text{『0.51』}$ となります。)

7. 自己点検及び評価

(1) 自己点検及び評価の体制

担当組織	教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「自己点検・評価委員会」を設置しており、自己点検・評価規程に基づく点検・評価事項について点検・評価を行い、隔年に「自己評価書」を作成するとともに、「外部評価委員会」(法科大学院の教育研究活動に高い見識を有する者3名、うち1名以上は法律実務家)の評価を受けている。 自己点検及び評価の結果については、運営委員会及び教授会において審議し、教育活動等の改善に活用している。
評価項目	「自己点検・評価規程」に基づく評価項目は、次のとおりである。 - 一 本研究科の目的・教育理念 - 二 教育内容 - 三 教育方法 ①教育課程等 ②単位制度・履修科目の登録上限等 ③授業を行う学生数 ④授業方法等 - 四 成績評価及び修了認定 ①成績評価等 ②修了認定等 ③在学期間 - 五 教育内容等の改善措置 ①教員の質の確保等 ②教育方法研究会等の活動状況 - 六 学生の受入れ ①学生の募集 ②多様性の確保 ③入学者選抜 ④収容定員と在籍者数の状況 - 七 学生の支援体制 ①履修支援の状況等 ②奨学金 ③教育ローン

	八 教員組織 ①教員資格 ②専任教員数 ③実務家教員 九 管理運営等 一〇 施設・設備及び図書館等 一一 研究活動の状況 一二 自己点検・評価 一三 情報公開・個人情報保護 一四 社会貢献 一五 ハラスメント対策 一六 その他委員会が必要と認める事項
自己点検・評価書の 公表年・月	平成25年6月
自己点検・評価書 の公表方法	教育活動等に関する重要な事項は、毎年度、ウェブサイト、大学院パンフレット、学生募集要項等を通じて、公表されている。また、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「法科大学院自己評価書」としてウェブサイトで公表されている。

- (注) 1. 担当組織及び評価項目については、本文書作成年度の5月1日現在の、自己点検及び評価の実施体制及び評価項目を記入してください。
2. 「自己点検・評価書の公表年月」については、作成・公表された直近の自己点検・評価書の公表年・月(表紙等に記載の上梓日等)を記入してください。

(2) 自己点検及び評価に基づく改善

自己点検及び 評価の結果	改善の事例	備 考
学生の多様な学習ニーズに応えることができるよう、生活者の需要が強い法務サービスに関連する科目や、文書作成能力などの実務的能力の向上に役立つ科目などを補強ないし増設することが求められる。	平成24年度より、法律実務基礎科目に実務的能力の向上に役立つ科目として、千葉県内で専門分野(医療問題、民事介入暴力、消費者問題、少年問題、労働問題、倒産処理、被害者問題等)で活動している弁護士によるオムニバスの授業科目「千葉県下の弁護士実務の現状と諸課題」を新規開設し、実務上実際に行われている事件処理や問題点等についての講義を行うこととした。	

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、本評価実施後に、法科大学院における自己点検及び評価の結果に基づいて実施した改善の事例について記入してください。
2. 本文書作成年度の5月1日現在において、検討中であり、未だ改善の途上にある事項については、現在の状況を「改善の事例」欄に記入し、「備考」欄に今後の見通し等についても記入してください。

改善すべき点の対応状況

章	改善すべき点	対応状況	備考
第2章	展開・先端科目に配置されている「土地・住宅法」について、教育内容の多くが法律基本科目の内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。	(平成24年度) 授業で取り上げる関連判例を厳選し、また、不動産をめぐる法制度や法律紛争の背景にある社会・経済的問題についても考えることとするなど、「土地・住宅法」が展開・先端科目としてさらに相応しいものとなるよう、授業内容を見直した。	
第4章	1授業科目において、期末試験の問題が、法律実務基礎科目として開設されている授業内容の達成度を判定する方法として適切なものとなっておらず、授業内容の達成度を判定する方法の在り方について、さらなる検討、改善を図る必要がある。	(平成24年度) 授業担当の兼任教員と専任教員とで授業内容の見直しを行うとともに、期末試験の出題範囲が授業内容の特定領域に偏ることがないように改善した。	
	1授業科目における成績評価において、授業方法が講義形式が中心であるにもかかわらず、複数の学生が、期末試験の点数が著しく低いものの平常点の点数が高いことをもって合格判定がなされており、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。	(平成24年度) 授業方法が講義形式である科目において、総合評価に占める学期末試験と平常点の比率については、シラバスに記載された基準を遵守するとともに、一方に偏った成績評価を行わないよう、注意しなければならない旨、非常勤講師を含めた全授業担当教員に文書により周知徹底を図った。	

1授業科目における異なるクラスの実施時間を異にする小テストにおいて、同一の問題が出題されており、小テストの出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。	(平成24年度) 1授業科目における異なるクラスで小テストを実施する場合は、同一問題を出題してはならない。ただし、共通問題を出題する必要がある場合には、その問題の解答結果は総合点から除くなど、クラス間で成績の不利益が生じないように配慮しなければならない旨、非常勤講師を含めた全授業担当教員に文書により周知徹底を図った。	
--	--	--

- (注) 1. 「改善すべき点」欄は、評価実施時に「改善すべき点」として指摘された事項ごとに欄を区切り、第1章から第11章の順に記入してください。
2. 「対応状況」欄については、評価実施時からの対応状況を古いものから順に記入してください。
3. 未対応の事項について対応計画等があれば、「備考」欄に記入してください。